(二)　経済産業大臣は、2の(一)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、ガス小売事業者等が供給するガスの使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとした。(第一〇六条の三第二項関係)

3　罰則

2に係る違反行為をした者について罰則を措置するとともに、罰則規定について所要の改正を行うこととした。(第二〇〇条第一一号及び第二〇一条第七号等関係)

二　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正関係

1　業務の範囲

機構は、一の1の規定による液化天然ガスの調達を行うことができるものとした。(第一一条第二項第三号関係)

2　区分経理

二の1に掲げる業務について、区分経理を規定することとした。(第一二条第一号関係)

3　長期借入金及びエネルギー・金属鉱物資源債券

機構は、二の1に掲げる業務に必要な費用に充てるため、長期借入金をし、又はエネルギー・金属鉱物資源債券を発行することができるものとした。(第一四条第一項関係)

三　附則関係

1　この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。(附則第二条及び第三条関係)

2　関係法律について所要の改正を行うこととした。(附則第四条及び第五条関係)

3　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第八一号）(内閣官房)

一　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正関係

1　専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表を除く俸給表の俸給月額を改定することとした。(別表第一～別表第九関係)

2　勤勉手当の改定

(一)　一二月期の支給割合を一〇〇分の一〇五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一二五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の一〇五）に引き上げること等とした。(法第一条の規定による改正後の第一九条の七第二項関係)

(二)　六月期の支給割合を一〇〇分の一〇〇（特定管理職員にあっては一〇〇分の一二〇、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の一〇二・五）に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一〇〇（特定管理職員にあっては一〇〇分の一二〇、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の一〇二・五）に引き下げること等とした。(法第二条の規定による改正後の第一九条の七第二項関係)

二　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正関係

1　俸給表の改定

(一)　第一号任期付研究員に適用する俸給表及び第二号任期付研究員に適用する俸給表の俸給月額を改定することとした。(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第六条関係)

(二)　特定任期付職員に適用する俸給表の俸給月額を改定することとした。(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項関係)

2　期末手当の改定

(一)　一二月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げることとした。(法第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第七条第二項及び法第四条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第八条第二項関係)

(二)　六月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き下げることとした。(法第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第七条第二項及び法第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第八条第二項関係)

三　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、一の2(二)及び二の2(二)は令和五年四月一日から施行し、一の1及び二の1は令和四年四月一日から適用することとした。

◇特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第八二号）(内閣官房)

1　俸給月額の改定

秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこととした。(別表第三関係)

2　期末手当の改定

(一)　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げることとした。(法第一条の規定による改正後の第七条の二関係)

(二)　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き下げることとした。(法第二条の規定による改正後の第七条の二関係)

3　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、2(二)は令和五年四月一日から施行し、1は令和四年四月一日から適用することとした。

◇国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八三号）(国会)

1　国会議員の秘書の給料月額の一部を改定することとした。(別表第二関係)

2　令和四年一二月期の勤勉手当の支給割合を改定することとした。(第一条の規定による改正後の第一五条関係)

3　令和五年度以後の勤勉手当の支給割合を改定することとした。(第二条の規定による改正後の第一五条関係)

4　この法律は、公布の日から施行し、1については、令和四年四月一日から適用することとした。ただし、3については、令和五年四月一日から施行することとした。

◇地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（法律第八四号）(総務省)

1　選挙の期日に関する事項

(一)　令和五年三月一日から同年五月三一日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二八日以前に行う場合及び公職選挙法第三四条の二の規定（以下「九〇日特例の規定」という。）により行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあっては同年四月九日、指定都市以外の市、町村及び特別区(一)において「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては同月二三日とした。(第一条第一項関係)

(二)　令和五年六月一日から同月一〇日までの間に任期が満了する指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、それぞれ(一)に掲げる期日とすることができることとした。(第一条第二項関係)

(三)　統一地方選挙として任期満了による選挙を予定していた地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、一定の場合における当該選挙の期日は、それぞれ(一)に掲げる期日とした。(第一条第三項関係)

(四)　統一地方選挙として任期満了による選挙を予定していなかった地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、一定の場合における当該選挙の期日は、それぞれ(一)に掲げる期日とした。(第一条第四項関係)